

# 船舶事故調査報告書

令和2年2月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月20日 10時06分ごろ
発生場所	香川県三豊市志々島西方沖 上新田港1号防波堤灯台から真方位143°820m付近 (概位 北緯34°16.2′ 東経133°39.7′)
事故の概要	旅客船マリーンセット及びミニポート（船名なし）は、共に北東進中、両船が衝突した。 ミニポートは、操縦者が負傷し、船外機の圧損等を生じ、また、マリーンセットは、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年10月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 マリーンセット、18トン 243-14131岡山、個人所有、にじ観光有限会社（船舶借入人兼運航者、A社） 11.90m (Lr) × 3.64m × 1.47m、FRP ディーゼル機関2基、338.4kW（合計）、昭和59年5月 B ミニポート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.30m × 約1.38m × 約0.45m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年1月20日 免許証交付日 平成30年3月1日 (令和5年2月28日まで有効) B 操縦者B 男性 56歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（操縦者B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船外機に圧損、船尾部外板に擦過傷

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約2.3m/s、視界 良好  海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aほか1人が乗り組み、旅客17人を乗せ、令和元年10月20日10時00分ごろ香川県多度津町高見島港に向け、三豊市粟島港を出港した。</p> <p>A船は、船長Aが船体中央部右舷側の高い位置にある操縦席に腰を掛け、GPSプロッターを作動させ、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により航行していた。（図1参照）</p>  <p>図1 A船の高い位置にある操縦席に腰を掛けて操船する船長A（イメージ）</p> <p>A船は、粟島南方沖を東進した後、左転し、針路を志々島北西端に向けた頃、船長Aが、予定進路の左舷前方に2隻の、右舷前方に1隻のそれぞれ漂泊しているプレジャーボート（小型船）を認めたものの、針路線上に船舶を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船がないと思い、北東進した。</p> <p>船長Aは、予定進路の両側に認めていた小型船が、いつ動き出すかわからなかったため、その小型船に意識を向けて様子を見ながら航行中、10時06分ごろ左舷方至近にB船を視認して気になり、減速して反転し、B船に寄せて様子を聞き、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、操縦者BをA船に移乗させた後、A船でB船をえい航して粟島港に向かった後、A社担当者に本事故の発生を報告した。</p> <p>A社担当者は、粟島港に到着後、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗り、釣りの目的で、09時00分ごろ三豊市胡麻尻の砂浜を出発し、粟島南東方沖の釣り場で釣りを行った後、志々島北西方沖の釣り場に移動することとし、10時00分ご</p>

	<p>ろ、針路を志々島北西端に向けて発進した。</p> <p>操縦者Bは、船首方を向いて椅子に腰を掛け、右手で船外機のティラーハンドルを操作しながら、約4knの速力で北東進中、左舷方に1隻の漁船、予定進路の左舷前方と右舷前方に各1隻の小型船がそれぞれ漂泊して釣りをを行っているのを認めた。</p> <p>B船は、操縦者Bが、予定進路の両側に認めていた2隻の小型船が、いつ動き出すか分からなかったため、その小型船に意識を向けて様子を見ながら航行中、後方を振り向いた直後、B船の船尾部とA船の左舷船首部とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、椅子から滑り落ちてB船の生け簀で腰部を打った。</p> <p>B船は、A船にえい航されて栗島港に入港した。</p> <p>操縦者Bは、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、21日、丸亀市内の病院に行き、頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、3年に1回(9月～11月)の瀬戸内国際芸術祭開催期間中、令和元年9月28日から11月4日までの間、栗島から(高見島を経由し)本島の間を運航する便として1日3往復していた。</p> <p>A船のレーダーは、平成30年ごろから故障していた。</p> <p>船長Aは、これまでにミニボートを陸岸近くで見たことはあったものの、陸岸から離れて航行しているところを見たことがなく、本事故当時、ミニボートが栗島と志々島間の水路を航行しているとは思っていなかった。</p> <p>船長Aは、遠方に当たる予定進路の両側に認めていた小型船に視線が向いていて、船体の高さが低いB船に気付かなかったのではないかと本事故後に思った。</p> <p>B船の長さ(登録長相当)は、約2.97mであった。</p> <p>B船は、船首部に垂直に立てた約3mの釣り竿の先に赤い旗を取り付けていた。</p> <p>操縦者Bは、有効な音響による信号を行える手段を講じていなかった。</p> <p>操縦者Bは、平成28年ごろB船を購入し、本事故発生場所付近を航行するのが6回目であったが、栗島と志々島間の水路を旅客船が航行していることを知らず、本事故時の時間帯に旅客船が航行することを知っていたら、栗島から志々島に向かって航行しなかったと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは、栗島と志々島間の水路を航行する船舶は少ないと思い、1人で乗船していたこともあり、主に前方の見張りを行っていて、後方を見張りがおろそかになっていたと本事故後に思った。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>A あり、B あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、志々島西方沖を北東進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船がないと思い、予定進路の両側に認めていた小型船に意識を向けて航行を続けたことから、前路を航行中の船体の高さが低いB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、船体の高さが低いミニボート等が粟島と志々島間の水路を航行しているとは思わず、遠方に当たる予定進路の両側に認めていた小型船を見ていて、針路線上に船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船がないと思ったものと考えられる。</p> <p>船長Aは、予定進路の両側に認めていた小型船が、いつ動き出すか分からなかったことから、その小型船に意識を向けて様子を見ながら航行していたものと考えられる。</p> <p>B船は、志々島西方沖を北東進中、操縦者Bが、予定進路の両側に認めていた小型船に意識を向けて航行を続けたことから、後方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、予定進路の両側に認めていた小型船が、いつ動き出すか分からなかったことから、その小型船に意識を向けて様子を見ながら航行していたものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、本事故時の時間帯に旅客船が粟島と志々島間の水路を航行することを知らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、志々島西方沖において、北東進するA船が北東進するB船の後方を航行中、船長A及び操縦者Bが、いずれも予定進路の両側に認めていた小型船に意識を向けて航行を続けたことから、互いに接近する状況であることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、遠方の他船ばかりの見張りを行っているとはミニボート等船体の高さが低い船舶を見落とすことがあるので、<sup>きんぼう</sup>近傍の見張りも適切に行うこと。</li> <li>・ 故障したレーダーは、早期に修理又は新替えし、昼間であっても正常な状態で作動させて他船の探知に活用すること。</li> <li>・ ミニボートの操縦者は、他船から見えにくいことを考慮した上で、前方のみならず、全周の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 汽笛を備えていない船舶は、他船に自船の存在を知らせることができるよう、有効な音響による信号を行える手段として簡易式のエアホーン等を用意しておくことが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

